

社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会物品貸出要綱

(目的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が有する物品の有効活用を図り、地域福祉の向上に資することを目的に行う物品貸出事業について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸出物品)

第2条 貸出を行う物品は、本会が所有する次の各号に掲げるものとする。

- (1) 車いす
- (2) 手押し車
- (3) 高齢者疑似体験用具
- (4) レクリエーション用具
- (5) イベント用テント
- (6) その他社会福祉法人藤岡市社会福祉協議会会長（以下「会長」という。）

が認めたもの

(貸出の対象者)

第3条 貸出の対象者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 藤岡市内に居住するもの
- (2) 藤岡市内に居住、在勤又は在学するもので構成されている団体
- (3) 本会の特別賛助会員
- (4) その他会長が適当と認める団体

2 前項各号に該当する個人又は団体であっても、本会が次の各号のいずれかに該当すると認めた場合は、物品を貸し出さないものとする。

- (1) 貸し出された物品を、宗教活動若しくは政治活動又は営業活動等に利用する恐れがある個人又は団体
- (2) 暴力団若しくは暴力団員又はそれらと密接な関わりのある個人又は団体
- (3) その他会長が貸出に不適当と認めた個人又は団体

(利用の手続)

第4条 物品の貸出を受けようとするもの（以下「申込者」という。）は、藤岡市社会福祉協議会物品利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を利用期間の初日の4週間前から3日前までの間に、会長に提出しなければならない。ただし、第2条第1項第1号及び第2号の物品について貸出を受けようとするものは、申請書を利用期間の初日までに提出することによって構わないものとする。

(審査)

第5条 会長は、前条による申請書が提出された場合は、申請のあった物品の貸出が、本事業の目的に適っているかを審査し、適当であると認めた場合には、貸出を承認するとともに申込者に対し藤岡市社会福祉協議会物品貸出承認書（様式第2号）を交付する。

- (2) 前号で貸出を承認し、貸出が適当であると認めた場合は、藤岡市社会福祉協議会物品貸出管理簿（様式第3号）により管理する。

(利用料)

第6条 物品の貸出に関わる利用料は、無料とする。ただし、貸出期間に係る物品の維持管理に要する費用は、申込者が負担するものとする。

(貸出期間)

第7条 物品の貸出期間は、1週間以内とする。ただし、会長が特別な理由があると認めた場合は、その限りでない。

(申込者の遵守事項)

第8条 申込者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 善良な管理をもって物品を管理しなければならない。
- (2) 物品を破損し、又は滅失した場合は、速やかに会長に報告し、会長の指示に従って申込者がこれを原状に復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(3) 貸出しを受けた物品を第三者へ転貸してはならない。

(4) 物品を返却する際は、点検・確認の上、貸出された時と同等の状態で返却すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 会長は、申込者が前条に掲げる事項を遵守しなかった場合又はこの要綱の規定に違反した場合は、貸出承認を取り消すことができる。

2 貸出承認の取消しにより申込者に損害が生じても、本会は一切の責任を負わない。

(免責事項)

第10条 貸出された物品により、申込者が被った損害又は申込者が第三者に与えた損害に対して、本会は一切の責任を負わない。

(補則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年10月1日より施行する。

様式第 1 号（第 4 条関係）

藤岡市社会福祉協議会物品利用申請書

(あて先) 藤岡市社会福祉協議会 会長 (申請日) 年 月 日

下記のとおり、物品を利用したいので、承認願いたく申請いたします。

利用期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで			
利用物品 (○印)	1 車いす	2 手押し車	数量	
	3 高齢者疑似体験用具	4 レクリエーション用具		
	5 イベント用テント	6 その他 ()		
利用目的				
団体名				
申込者	住所	群馬県藤岡市		
	氏名	(印)	連絡先	()
備考				

※ 利用開始日の 4 週間前から申し込み出来ます。

様式第 2 号（第 5 条関係）

藤岡市社会福祉協議会物品貸出承認書

(承認日) 年 月 日
下記のとおり、物品の貸出しについて承認いたします。

社会福祉法人
藤岡市社会福祉協議会 会長 図

貸出期間	年 月 日 () から 年 月 日 () まで				
貸出物品 (○印)	1 車いす	2 手押し車	3 高齢者疑似体験用具	数量	
	4 レクリエーション用具	5 イベント用テント	6 その他 ()		
団体名		申込者 (責任者)			

- 遵守事項等
- 1 善良な使用者の注意を持って物品を使用し、管理してください。
 - 2 物品を破損又は紛失した場合は、速やかに(福)藤岡市社会福祉協議会に報告し、その指示に従ってください。
 - 3 目的外使用及び第三者への転貸は、できません。
 - 4 使用後は、物品の点検及び清掃を行い返却してください。
 - 5 貸出物品により申請者が被った損害又は第三者に与えた損害に対して、本会は一切の責任を負いません。

様式第 1 号（第 4 条関係）

藤岡市社会福祉協議会物品貸出申請書

令和 2 年 10 月 1 日

社会福祉法人 藤岡市社会福祉協議会 会長 様

下記のとおり、物品を借用したいので承認願いたく申請いたします。

借用期間	令和 2 年 10 月 1 日（月） から 令和 2 年 10 月 9 日（火）まで		
借用物品 （○印）	1. 車いす 2. 手押し車 3. 高齢者疑似体験用具 4. レクリエーション用具 5. イベント用テント 6. その他（ ）	数量	1 台
使用目的	ケガのため		
団 体 名			
申 込 者	住 所	群馬県藤岡市藤岡 1 4 8 5	
	氏 名	連絡先	藤岡 しゃきよ太郎 0 2 7 4 （ 2 2 ） 5 6 4 7
備 考			

★ 使用開始日の 4 週間前から申し込み出来ます。

様式第 2 号（第 5 条関係）

藤岡市社会福祉協議会物品貸出承認書

令和 2 年 10 月 1 日

下記のとおり、物品の貸出しについて承認いたします。

※赤字は社協で記入してください。

社会福祉法人
藤岡市社会福祉協議会

公印を
押します。

印

貸出期間	令和 2 年 10 月 1 日（月） から 令和 2 年 10 月 9 日（火）まで		
貸出物品 （○印）	1. 車いす 2. 手押し車 3. 高齢者疑似体験用具 4. レクリエーション用具 5. イベント用テント 6. その他（ ）	数量	1 台
団 体 名		申込者 （責任者）	藤岡 しゃきよ太郎

遵守事項等について

1. 善良な使用者の注意を持って物品を使用し、管理してください。
2. 物品を破損、又は紛失した場合は、速やかに藤岡市社会福祉協議会に報告し、その指示に従ってください。
3. 目的外使用及び第三者への転貸はできません。
4. 使用後は、物品の点検及び清掃を行い返却してください。
5. 貸出物品により申請者が被った損害、又は第三者に与えた損害に対して、本会は一切の責任を負いません。